平成２２年（フ）第７６２７号
大阪市住之江区新北島４－１－１－305前田方、住民票上の住所堺市南区原山台５丁３番３－404号
債務者　西本　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６２９号
大阪府吹田市穂波町５番８号
債務者　吉田　勝則
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６３３号
大阪市東住吉区山坂３丁目６番32―503号
債務者　岩井　玲子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１号
長崎県長崎市葉山１丁目34番10号
債務者　井上　　敬
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
長崎県長崎市上小島５丁目１番48号　コーポウィンディ―103、旧住所長崎県長崎市上小島５丁目11番８号
債務者　中里　　太
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
長崎県長崎市滑石３丁目14番14号　サンハイツ柿田101号、旧住所長崎県長崎市滑石６丁目４番７―906号
債務者　脊戸川　豊
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
長崎県長崎市葉山２丁目29番１号
債務者　田原木綿子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
長崎県長崎市滑石３丁目28番26号　千砂荘201
債務者　野口　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
長崎県長崎市三川町928番地
債務者　藤本　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
熊本県上益城郡甲佐町大字横田214番地１
債務者　古田佐江子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４８６号
熊本県上益城郡甲佐町大字横田214番地１
債務者　古田　康輔
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２３号
北海道士別市東10条４丁目12番地
債務者　照井　俊次
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第８９号
山形県酒田市千日町17番３号
債務者　時田　幸一
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３３５号
埼玉県本庄市小島南３丁目９番50号　アーバンＴ＆Ｋ101棟203号
債務者　柳田　俊夫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５６号
埼玉県深谷市上柴町東２丁目31番地７
債務者　萩原　良行
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０１号
千葉県東金市川場977番地14　Ｋハイツ202
債務者　古田　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５６０号
新潟市東区東中島１丁目１番17―1712号、住民票上の住所新潟市北区つくし野１丁目14番28号
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部